

令和元年長審第29号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生年月日時刻及び場所
令和元年5月5日15時01分
熊本県合串漁港西方沖合
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A 漁船B

総 ト ン 数	4.9トン	0.4トン
登 録 長	11.94メートル	5.04メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力		30キロワット
漁船法馬力数	80	

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪があつてその前方にGPSプロッターを、右前方にレーダーを、右舷側窓際に機関操縦レバーをそれぞれ装備していたほか、左舷船首部に同操縦レバーと連動する機関遠隔操縦レバー及び操舵室にある操作切換スイッチにより選択できる遠隔操舵装置を組み込んだコントローラー（以下「操舵リモコン」という。）を備えた、ごち網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和元年5月5日07時45分熊本県福浦漁港を発し、同県御所浦島南方約1海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、08時10分頃前示の漁場に到着して操業を開始し、2回ほど投揚網を繰り返したのち操業を終え、漁獲物を水揚げするため、合串漁港に向かうこととし、14時45分半僅か過ぎ沖島灯台から264度（真方位、以下同じ。）4.7海里の地点を発進し、直ちに針路を同漁港に向く103度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分2,000にかけて17.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、レーダーをヘッドアップ表示の0.5海里レンジに設定して作動させ、乗組員が船首甲板上で漁獲物の処理作業を行う中、操作切換スイッチにより舵輪から操舵リモコンに切り換えたのち、

左舷船首部に移動し、同リモコンの後方に立った姿勢で、自動操舵により続航し、14時59分少し前沖島灯台から213.5度1.7海里の地点に達したところで、自動操舵のまま操舵リモコンのダイヤルを回して、針路を合串漁港西方沖合に設置された鵜曾根灯浮標の北側海域に向く090度に転じて進行した。

a受審人は、14時59分少し過ぎ沖島灯台から211.5度1.6海里の地点に達したとき、正船首1,000メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊していることを示す黒色球形形象物（以下「黒球」という。）を表示していなかったものの、船首を北北東方に向けたまま、ほとんど移動しないことから錨泊中と分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前路を一べつただけで航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、15時00分少し前沖島灯台から205.5度1.6海里の地点に至ったところで、右舷側甲板の通路を経由して操舵室に戻り、舵輪右後方に設置した椅子に腰掛け、操作切換スイッチにより操舵リモコンから舵輪に切り換え、手動操舵により進行中、15時01分沖島灯台から193度1.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの左舷船尾部に後方から67度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾にスロットルグリップ付きチラーハンドルを備えた船外機を有し、一本釣り漁業に従事する平甲板の和船型FRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メー

トル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日14時00分合串漁港を発し、同漁港西方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、14時05分漁場に到着し、前示衝突地点付近で、水深約19メートルの海中に、長さ22メートル直径10ミリメートル（以下「ミリ」という。）の連結用ロープをつないだ重量10キログラム（以下「キロ」という。）のコンクリート製ブロックを船首から投じ、長さ150メートル直径10ミリの合成繊維製錨索を18メートル延出して船首のたつに係止し、次いで、同錨索のもう一方の端に重量7キロの唐人錨をつないで船尾から投じ、同索を70メートル延出して左舷船尾のたつに係止して、機関を停止させ、黒球を表示しないまま、船首を北北東方に向けて錨泊を開始した。

b受審人は、左舷船尾で椅子に腰掛け、左舷側を向いて一本釣り漁を開始し、14時59分少し過ぎ衝突地点で、船首が023度を向いていたとき、左舷船尾67度1,000メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かず、注意喚起信号を行わず、間近に接近しても、錨索を解いて、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

b受審人は、15時01分少し前左舷至近に迫ったAを初めて視認したものの、自船を避けてくれるものと考えて漁を続け、15時01分僅か前避航の気配を見せずに接近するAによろやく衝突の危険を感じ、海に飛び込んだ直後、Bは、船首が023度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に擦過傷を、推進器翼に曲損等

をそれぞれ生じたが、のち修理され、Bは、両舷船尾部外板に破口及び割損を生じて転覆し、のち廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、熊本県合串漁港西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、同水域には特別法である海上交通安全法及び港則法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての規定がないから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、熊本県合串漁港西方沖合において、同漁港に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、合串漁港西方沖合において、同漁港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路を一べつただけで航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを廃船させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、合串漁港西方沖合において、操業のため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを廃船させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月16日

長崎地方海難審判所

審判官 黒田拓幸